

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (・・・第回総会; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 厚生労働省及び総務省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 健康福祉部 医師・看護人材確保対策課 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	10 看護職員等処遇改善事業の財政措置の継続等について		
提案市	岡谷市、諏訪市、茅野市		
提案要旨	<p>看護職員の収入を1%程度(月額4,000円)引き上げる「看護職員等処遇改善事業」について、</p> <p>①今後の事業効果を維持するため、10月以降も「補助事業」を継続するなど特定財源の措置を要望する。</p> <p>②看護職員以外の職員についても、処遇改善の財源を措置されたい。</p> <p>③対象となる職種を限定せず、医療機関の判断により事業が実施できるよう弾力的な運用を認められたい。</p>		
提案理由	<p>病院の職員構成や処遇状況は施設規模や設置形態、経営実績などに応じて様々であることから、あらかじめ職種が限定された処遇改善の実施要請は医療機関の経営に影響するほか、職種間の報酬格差となり、組織バランスを崩すことが懸念される。</p> <p>よって、本事業の財源は、隔年改定により点数が増減する診療報酬制度ではなく、特定財源の交付によって確実に財源措置がなされるべきであり、また処遇改善の対象となる職種が当該医療機関の実情に応じて決定できるよう、弾力的に運用されるべきと考える。</p>		
現況及び課題等	<p>提案要旨②関連 ※看護職員等処遇改善事業補助金Q&A(第5版)より</p> <p>2-9 看護職員常勤換算1人あたり月額4,000円の賃上げに相当する補助金を支給することだが、看護職員以外の職員を処遇改善の対象に加えた場合は、補助額は増額されるのか。</p> <p>→本補助金は、看護職員(常勤換算)1人当たり月額平均4,000円の賃金引上げに相当する補助額を支給するものであり、看護職員以外の職員を処遇改善の対象に加えた場合でも、補助額が増額されることはありません。つまり、看護職員以外の職員を処遇改善の対象に加えた場合は、看護職員(常勤換算)1人当たり月額平均4,000円の賃金引上げに相当する額として交付された補助金を活用して、看護職員及び看護職員以外の職員に対する賃金改善を実施することとなります。</p>		
関係法令	<p>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定) 看護職員等処遇改善事業実施要綱(令和4年1月11日)</p>		